

第10回 ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会 会議事録（要旨）

- 1 開催日時 平成27年4月16日（木）19時00分～20時00分
- 2 開催場所 クリーンプラザふじみ3階研修ホール
- 3 委員出欠 出席 12人

出席委員 藤吉 秀昭（委員長、施設部会長）、角田 透（副委員長、健康部会長）、井上 稔、岩澤 聡子、柏原 公毅、小林 義明、嶋田 一夫、清水 富美夫、菜畑 剛一、牧野 隆男、増田 雅則、若林 研司

※ 正副委員長を除き、50音順

- 4 出席者 事務局 齊藤 忠慶、荻原 正樹、深澤 典允、土方 明、大堀 和彦
エコサービスふじみ株式会社 望月 博文
- 5 傍聴者 1人
- 6 第10回 ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会 次第

1 開会

2 報告事項

- (1) 第9回 ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会会議事録（要旨）
- (2) 環境測定結果について
- (3) 「処理施設緊急時及び要望等対応マニュアル（案）」の管理者への報告について
- (4) 水銀含有製品の実態等調査（医師会未加入医療機関）について
- (5) 平成27年度ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会スケジュールについて

3 その他

- (1) 次回日程

4 閉会

【資料1】第9回 ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会会議事録（要旨）

【資料2】環境測定結果

【資料3-1】「処理施設緊急時及び要望等対応マニュアル（案）」

【資料3-2】「処理施設緊急時及び要望等対応マニュアル」

【資料4-1】水銀含有製品の実態等調査（医師会未加入医療機関）

【資料4-2】水銀含有廃棄物の適正処理推進に向けての緊急要望

【資料5】平成27年度ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会スケジュール

第10回 ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会 会議事録（要旨）

19時00分 開会

平成27年 4月16日

事務局 : 【開会あいさつ】、【資料確認】及び【4月1日付け人事異動者紹介】

委員長 ; 皆さん、こんばんは。この施設の周りに植えてある木が大分しっかり根づいてきて、新緑のきれいな青を出しておりまして、もう少したってくると、相当剪定していかなければいけないんじゃないかとちょっと心配をしているんですけども、あれがしっかり育ってくると、気持ちとしては、さらに環境と調和した施設になると思っているところで、ぜひ、剪定が必要になるぐらい、早く育ってほしいなと思っております。

今日は、主に報告事項でございますが、先般2月13日に、皆様のご意見を、事務局のほうでご苦労していただいた要望等対応マニュアル（案）として、管理者の三鷹市の清原市長さんにお渡ししてきたところでございますので、その報告もあると思いますが、一定の成果を上げて区切りの段階まで来たのかと思っております。皆様のご協力のたまものだと思いますので、今日はそれを確認しながらの報告事項になろうかと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

それでは、1つ目の話は、議事録はもう確認、意見をいただいておりますけれども、何かありますでしょうか。

特になければ、確認いただいたということで、公開の手続に入りたいと思います。

次は、環境測定結果について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : それでは、資料2「平成26年度環境測定結果」に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

前回の専門委員会以降、新たに測定結果が出たものについてご報告させていただきます。

1月の1号炉、2月の1号炉、2月の2号炉と3カ所、網かけがしてございます。その測定結果でございます。

まず、ばいじんでございますけれども、全て0.001未満となっております、「自主規制値又は基準値」を下回っております。硫黄酸化物でございますが、0.9ppmから3.5ppmで、同様に、「自主規制値又は基準値」である10ppm以下を下回っております。窒素酸化物でございます。13ppmから28ppmで、こちらも「自主規制値又は基準値」である50ppm以下を下回っております。塩化水素でございます。0.8ppmから3.8ppmで、「自主規制値又は基準値」である10ppm以下を下回っております。ダイオキシン類については、この月については測定しておりません。水銀でございますけれども、いずれも0.004ミリグラム未満となっております、「自主規制値又は基準値」の0.05ミリグラムを下回っております。一酸化炭素でございます。2から6ppmでございます、「自主規制値又は基準値」の100ppm以下を下回っております。続きまして、排ガス中の鉛、カドミウ

ム、亜鉛でございますけれども、全ての項目におきまして0.004未満ということで、「自主規制値又は基準値」を下回っているところでございます。

続きまして、騒音、振動、臭気指数、排水でございます。

まず、騒音でございますけれども、1月に測定を行っております。午前8時から午後8時までが、最大の数値が東側で出まして、55.9デシベルということで、60デシベル以下となっております基準値を下回っております。午前6時から午前8時まで、こちらは南側で最大値が出まして、52.7デシベルとなっております。また、午後8時から午後11時までは、同じく南側で52デシベルとなっております、いずれも基準値の55デシベルを下回っております。午後11時から午前6時まで、深夜の時間帯でございますが、48.5デシベルということで、50デシベル以下ということで基準を下回っております。

続きまして、振動でございますけれども、午前8時から午後8時までが37.2デシベルで、65デシベル以下ということで基準値を下回っております。また、午後8時から午前8時までが36.9デシベルということで、こちらも60デシベル以下ということで基準値を下回っています。主に南側が最大になっていますのは、東八道路の影響があるというふうに認識しているところでございます。

続きまして、臭気指数でございますが、12月と3月に測定をしております、どちらも10未満となっております、基準値の12を下回っているところでございます。

続きまして、排水でございますが、11月に測定をしております、下水道法施行令・調布市下水道条例の基準値以下という測定結果が出ております。

続きまして、周辺大気の測定でございますが、これは別紙、次葉でございますが、黄色く塗ってあるのが今回の測定結果でございます。冬の「②稼働後」という項目です。場所につきましては、「三鷹市立南浦小学校」及び調布市の「しいの木公園」で1週間、測定をした結果でございます。各項目とも、稼働前と稼働後がほぼ同様の数値となっております、施設の稼働に伴って周辺に影響を与えるというような内容にはなっていないと分析をしているところでございます。

放射能に関する測定でございます。焼却灰、飛灰、排ガス、排水でございますが、これにつきまして、1月、2月、3月で実施をしております。

焼却灰につきましては、3月は不検出ですが、1月から2月は9から13ベクレルということで、地元の皆様ともお約束をしている4,000ベクレル以下になっております。また、飛灰につきましても、107から140ベクレルということで、これも4,000ベクレルを下回っております。排ガスにつきましては、1月の1号炉、2号炉、2月の1号炉、2号炉、3月の1号炉で測定を行っておりますが、全て不検出となっております。排水につきましても、1月、2月、3月とも不検出になっております。

続きまして、空間放射線量率でございます。1月、2月、3月とも各月2回、測定を実施しております。

測定値は、小さいところでは0.05マイクロシーベルト、大きな数字としても

0.08マイクロシーベルトということで、この周辺で実施している他の公共施設の数値と比べましても、同等の数値となっておりまして、0.19マイクロシーベルトという時間当たりの基準、年間に直しますと1ミリシーベルトになりますけれども、この基準を大幅に下回った数値となっているところでございます。環境測定については以上でございます。

委員長：ありがとうございます。ただいま、事務局から環境測定結果の報告がありましたが、ご質問、コメント等ありましたらお願いいたします。

前回、指摘がございました稼働実績ですね。運転計画じゃなくて運転実績を示してくださいということで、赤い矢印で、横棒グラフで実績を示してありますね。これを見ますと、12月に28日ほど全休止して、タービンもとまってということで点検をしたようですね。こういうふうにも実際の稼働は赤い線で、実施したということがよくわかるようになっておりますね。

予定したごみの計画と、ちょっとずれていくというのは何か原因があるんですか。

事務局：まず、ごみ量でございますが、7万トン前後を想定しておりましたけれども、焼却量についてもほぼ同等の6万9,900トンほど焼却をしております。そういった点では、当初の予定どおりでございましたが、運転計画と実績で一番違うのが12月です。これは、12月に焼却炉の点検を行ったものです。それは一つの理由としては、6月から約半年が経過し、点検が必要と思われたこと、もう一つの理由は、1炉運転と2炉運転を比べますと、2炉運転のほうが発電効率がいいため、できるだけ1炉運転を避けて2炉運転の期間を増やそうということで、あえて12月に全炉停止をいたしまして、その後、1月、2月にかけて2炉稼働をしているものでございます。

委員長：ありがとうございます。ご意見ございませんか。特になければ、次のテーマに行きたいと思えます。

次が、管理者への報告についての事務局よりの説明ですね。お願いいたします。

事務局：それでは、資料3-1をごらんいただきたいと思えます。

先ほど委員長からもお話がありましておおり、去る2月13日、金曜日の午後6時半から、ふじみ衛生組合の管理者へ安全衛生専門委員会の正副委員長より、お手元の資料3-1をマニュアル（案）の報告・提出が行われたわけでございます。その後、地元協議会にも報告をいたしました。また、両市の関係部署にも意見の聴取をし、用語等の調整し、正副管理者の決裁を経て、4月1日から運用を開始しておりますマニュアルがもう一つの資料3-2でございます。

委員長：ありがとうございます。概要のご紹介だったわけですが、資料3-2、でき上がりを委員長として確認したんですが、この会議で出ておりました（案）の段階から、さらに詳細に語句、文言といったものも幾つか修正が入って、さらに、カラー版になって、なかなかいいもののできたなど、ちょっと私、感心したんですけれども、特に3-2のマニュアルの3ページ目に、私も難しい用語と思った、「連結不可能匿名化」というのはこういうことだと事務局がちゃ

んと書いてくれたということで、これも入れてもらってよかったなと思いますし、その出典までちゃんと書いてある。そういうところを見て、ああ、よくなったなと思いました。

皆さんもごらんになっていると思いますけれども、何かご感想はありませんか。

(「ありません」の声あり)

委員長 : こういう立派なマニュアルがカラー刷りでできても、飾っておくだけでは意味がないわけですね。しっかりこれに従って実施していくということが重要だと思います。

今後は、これに沿った話、あるいは、今年については水銀が出なければいいんですけれども、そういうことをまた議論しなければいけないとっておりますので、こういうものができれば、これに沿ってしっかりやっていくということになるかと思っておりますので、いいものができたなと思います。

特に、管理者の三鷹市長である清原市長さんが非常にお喜びになって、こういうものができて一安心ということで、我々も随分褒められて、私がつくったわけではないんですが、そういうことで話をしたんですけれども、その前日に環境省に行かれていますよね。水銀の回収というのは、製造者責任という観点から、国のほうでもしっかりいろんな対応をしてほしいということで要望書を持っていかれた。

はい、どうぞ。

K委員 : このマニュアルをもって、私どもが提案してきました事項は全て終了しましたので、ほっとしています。以前に協定書と、その附属文書が必要のときに、こちらに来たら見られるようにしておいてほしいとお願いして、ご了承いただいているんですが、どこに置いてあるのか、お聞きしておきたいなと思って質問します。

事務局 : 早速、前回も言われていますので、整理をして、今、第1書庫の奥のクリーンプラザふじみ用に区分している棚の1区画を全部確保しまして、そこに配置してございます。ですから、お出でいただければ、見ていただくことができるようになっております。

委員長 : 多分、我々は安全衛生の専門委員会ということで議論しているから、焦点、議論の対象範囲が、安全衛生に限って議論しているわけですがけれども、施設全体がどんなふうに管理されているかというのは、特にここはDBOという方式で、施設の運営というのを民間の事業者をお願いしてやっておりますので、必ず年に1度は、事業者から全体の報告をもらっているはずなんです。

ですから、そういうものを、ごっそり報告が来ますから、ごっそりは、どうぞ見てくださいでいいんでしょうけれども、やっぱり皆さんの関心のあるところというのは一つのフォーマットにして、今年はこういう結果になりましたというのがあれば、なおいいんじゃないかと私は思うんですけれどもね。

実際は、ごみ1トン当たり幾ら払うという関係で事業者と契約が成り立っていますから、この施設は、やはり適切に、かつ効率的に運営しないと、彼ら自身が赤字になって破綻していくわけですね。そういう意味では、しっかりやら

れているかというのは組合の皆さんで監督されているはずですから、その監督の状況というのは、安全衛生とは逆に、適切な維持管理、運営管理がされているかという観点で、一部の観点からはプロに見てもらっているはずなんですね、第三者の外部監査ということで。

ですから、そういう作業をやっていますよというのも説明していただくと、皆さんの安心がさらにしっかりしたものになるんじゃないかと思うんですね。もう民間に任せて、何もわからないという感じになっていたら、まずいわけですね。しっかり監督していますよと、この中にですね。

そういう実績も、そういうことが一旦やられた後の成果として、機会を捉えて報告するとか、したほうがいいんじゃないかと思います。

どうぞ。

A委員 : 今、委員長からそういうお話が出ましたので、実は私ども、内部でもそういう議論をしております。25年度はちょっと間に合わなかったんですが、26年度、ここで終わりましたので、1年間の運営状況等々について、私どもとしてきちんと評価するべきだろうと思っています。

三鷹市、調布市ともに、例えば長期的に契約をしている、あるいは長期的に公共施設の管理をお願いしている指定管理者制度等については、全て評価をして、それを公表するというを行っております。そういった意味では、私どもとしても20年間、民間事業者の機関をお願いをしておりますので、その1年1年がどうだったかということをしきりと振り返って、それを書式にまとめて公表してまいりたいと思っています。

ですから、準備が整い次第、26年度につきましては、秋口から年明け頃、その時期を目指して、私どもとしても、26年度の評価をした上で、皆様の前にお示しをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

委員長 : よろしくお願いたします。

それでは、次に議題を移りますが、水銀含有製品の実態調査について、事務局よりお願いたします。

事務局 : それでは、資料4-1「水銀含有製品の実態等調査(医療機関〈その2〉)の概要」をごらんいただきたいと思えます。

前回までは、三鷹市、調布市の医師会に加盟している病院・診療所等に対して実態調査を行ってまいりましたが、今回は、三鷹市、調布市の医師会に加盟していない病院・診療所に対しまして実態調査を実施しております。

調査期間につきましては、平成26年8月15日から9月12日までということで、ふじみ衛生組合から個別に実態調査票を郵送しております。ここに回収数、三鷹市32、調布市49、合計81と書いてございますが、実際に郵送したのは約160ということですので、回収率は50%ということになります。

続きまして、結果の概要でございますが、これは、前回実施しました医師会に加盟している病院・診療所等と、ほぼ同様の傾向が出ました。

まず、1つ目の水銀血圧計については、まだ多くの医療機関が使用しているということがわかりました。保有台数でいいますと19機関で65台、使用台数につき

ましても14機関で34台、使用しております、未使用は31となっております。

これにつきましては、どうしても水銀血圧計のほうが、デジタルのものに比べて信頼性が高いとか、あとは、ペースメーカー等をしている患者さんにはデジタルのものをなかなか使いにくい、やはり従来型の水銀血圧計がよろしいというようなご回答があったところでございます。

2番の水銀体温計は、かなりデジタルにかわっております、保有本数につきましては、3機関で7本ということで、使用本数についても2機関で6本となっております。ということで、電子式に切りかわってきたのではという状況がございました。

今回、調査を実施していますけれども、それにあわせまして、万が一、水銀含有廃棄物が出た場合には、ご連絡をいただきたいというような啓発文も載せております。この間も、幾つかの診療機関等から直接、水銀血圧計を回収した事例も出てきている状況でございます。

今後は、学校とか、ほかの施設にも実態調査を広げていながら、水際での搬入防止という点に力を入れていきたいと考えているところでございます。

続きまして、4-2でございます。これは、先ほど委員長のほうからございましたとおり、2月12日に、三鷹市長、調布市長、ふじみ衛生組合管理者の3名が環境大臣宛てに、水銀含有廃棄物の適正処理推進に向けての緊急要望を行ったところでございます。

皆様もご存じのとおり、25年10月に熊本で、「水銀に関する水俣条約」が採択されまして、今、それに基づきまして、各種法整備等が国によって進められているところでございますので、このタイミングに合わせまして、要望書を提出したものでございます。

主な要点としまして、1点目としては必要な法整備についてということで、条約発効までに、国をはじめ関係機関協力のもと、収集・運搬・処分・保管に関する必要な法整備を行っていただきたいという要望です。

2点目は自主回収・処理体制の早期確立ということで、基本的には、販売店・製造事業者による自主回収ルートを確立していただきたい。また、自治体を実施した場合には、その費用負担の財政的な措置についても講じられたいというような内容となっております。

委員長 : ありがとうございます。

まず、水銀含有製品の実態調査結果について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

K委員 : まず、疑問に思っていたんですが、回収率ですね。今、おっしゃっていただいたんですが、50%というのはいかにも低いのかなと。そうすると、残りの81者というのはどんな状況なのかというのが非常に気になるんですが、何か情報があったら教えていただきたいのが1つです。

もう一つは、この表の見方なんです、水銀血圧計で保有台数が1から5があつて、合わせて65ですよ。それで回答が81というのは、ゼロ台、つまり持っていないところが30機関ほどあったという意味でいいんですね。それでい

いんですよ。

(「はい」の声あり)

K委員 : それ質問です。以上です。

委員長 : ただいまの質問で、まずは回収率が低い点、どうでしょうか。

A委員 : この調査を行うに当たりますと、当然、医師会、歯科医師会にも加盟されておられないので、保健所からリストアップしていただきまして、実は送ったときに、もう廃業しているとかそういったこともありますので、通常のアンケート調査に比べると相当、回収率が低いのかなと。

ただ、それが、廃業したのか、あるいは無回答なのか、わからない部分もございしますが、少なくとも、廃業がかなり多いということは事実だと思っています。具体的な数字までは把握しておりませんが、そういった関係で、くどいようですけども、普通のアンケート調査に比べると若干、回収率が低くなっているのかなと考えているところでございます。

委員長 : という回答だと、これは郵送した先で当事者がいないと、廃業している場合は戻ってきますね。そういう意味では、廃業はある程度、わかるんですか。

事務局 : 今、数字は手元にないんですけども、結構、戻っていると聞いていますので。

K委員 : そうですか。それを書いてあったら……。

委員長 : ほかにございますか。どうぞ。

J委員 : この文書だけ見ますと、回収ということに主体を置いているようなんですが、回収廃棄物の処理ですね。これは、製造に関する取り決めといいますか、そういう法律はつくれないんでしょうか。

水銀を使う製造というのは、金をつくるとか、いろんな処理がありますから、例えば海外の状況を聞きますと、いわゆるメタル電池というか、銀電池と違って、こんな小さい電池がありますね。これは 放題で、輸入がどうも規制できないということになっているらしいんですけども、こういった製造に関する要望も出していただければと思ったんですが、それが一つの感想です。以上。

委員長 : ありがとうございます。多分、それは国のほうに、法律をつくっていろいろと政策を打ってくれということだろうと思うので、まさに、三鷹市長が環境省に持っていった要望書の延長上に来る話ですね。

ですから、製造者がどうしてもつくって売りたいなら、自分で回収しろと。回収体制をつくってくれということ、まず、自治体として要望しに行ったということで、非常に有効な意味のある行動じゃないかと思っておりますので、J委員の思いを、率先してやっていただいているような感じですね。

どうぞ。

事務局 : それでは、国の動向について、ご説明をさせていただきます。

1つ目が、水銀による環境の汚染の防止に関する法律案というものを、策定しているところでございます。この中には、まさしくJ委員さんおっしゃっていただいたとおり、使用そのものをできるだけ減らそうということで、例えば、水銀銻の採掘を禁止するとか、特定の水銀使用製品については許可を得た場合

を除いて製造を禁止するとか、特定の製造工程における水銀等の使用を禁止する、水銀等を使用する方法による金の採取を禁止する等々、水銀そのものを使わせないという一つの法律案をつくっているところでございます。

もう一つは、大気汚染防止法の一部を改正する法律案ということで、1つは、水銀排出施設に関する届け出制度ということで、水銀を排出する施設の設置または構造等を変更しようとする者は都道府県知事に届けなければいけない。それから、水銀等に係る排出基準の遵守義務ということで、排出基準を定めまして、その基準を守らなければいけないという内容、もう一つは、要排出抑制施設の設置者の自主的取り組みということ、届け出対象外であっても水銀等の排出量が相当程度である施設については、排出抑制のための自主的取り組みを責務として求めるというような、以上、大気汚染防止法の一部を改正する法律案が国のほうでもつくられているところでございます。

こういったものが最終的な法律という形になろうかと思っております。

J 委員 : 今のご説明で、そういう状況が進行中であるというんですけど、新聞記事によると、政府は今国会で水銀環境汚染防止法を成立させ、水銀を含んだ製品の製造や輸出入を原則禁ずる法というんですけど、これはどういう内容で、この内容については市のほうでもご存じでしょうか。もしあったら、お聞かせいただきたいと思います。

事務局 : 私が説明しました1つ目の、水銀による環境の汚染の防止に関する法律案、それがまさしく今の新聞記事の内容でございます。

委員長 : 皆さんの問題と重なってくるのは、清掃工場の排ガスの水銀というのは規制がないですね。ここは自主規制で0.05で、連続測定を今、やっているわけですけども、法的にはないんです。でも、それをつくろうという動きがあるんですね。

J 委員 : ちょっと質問。その内容についてはご存じでしょうか。その法律というのは、非常に多彩な文言を加えていますけれども、その法律はわかっていますけれども、内容についてはどういうものか、もしわかったら教えていただきたいということです。

A 委員 : 国会でも既に提出をされて、今、審議中ですので、その内容は国のホームページに掲載されていますので把握しております。

ただ、政省令が出てまいりませんと、具体的に今は、例えばさっきの大気汚染防止法ですが、5つの施設がターゲットだと言われています。廃棄物処理焼却施設もターゲットになっているんですけど、具体的にそうなのかどうか、あるいは基準がどうなのかといったところは、数字的なものはまだわかっておりません。

先ほど、荻原が申しあげましたように、概要として、内容は把握しているのですけれども、具体的な数値的な規制値ですとか、どんな施設がどうだということまで、まだわかり切っていないので、あえて今日は資料をお出ししておりませんが、法案そのものについては、私どもも資料としては手に入れております。

J 委員 : そうですか。

委員長 : 大体そうなんです。こういうものは、まずは基準が要るねという法律になって、そうすると政令、省令で具体的な数値を、根拠をつけなければいけないんですよ。これが大変なんです。なぜ、その値で規制しなければいけないか。それで一生懸命、大変な作業をやっているという。

J 委員 : わかりました。

委員長 : もう1点は、法律の改正、あるいは、新たな法律の策定につながった水銀に関する研究は、環境省のほうで環境研究推進費というのを出して、大学の先生とかがそのテーマで研究したいといったときに支援をするわけですけども、京都大学とか国立環境研究所が中心になって、世界中の水銀のテーマが、特に日本では何が主な発生源かとか、そういったことを全般的に調査されて、今後はどうしなければいけないかということ提案されたような調査が、3年ぐらい前にやられているんですね。そういうものがバックグラウンドにあって、法律が根拠づけできて、つくられていくという構造になっています。

我々が日本でしっかりした調査をやって、政策を世界に発信していったのが水銀条約だということなんですけれども、今年2月に、実は研究発表会を、日本人だけで共有、所有するだけじゃなくて、アジアのいろんな国の学者の方々が集まる会議があるんですね。その会議の席で、日本の水銀とか乾電池の管理状況というものを研究された先生方が5人、英語で発表されて、アジアの国から来た人たち、研究者がそれを聞いて、アジアのほうから来た人たちも、自分の国はこうやっているというのを発表してもらって、交流をやったんですけど、タイとか、仏教なんかでいろんな仏教道具がありますよね。そういうところに結構、水銀がもろに使われていたりするんですね、単に塗料だけじゃなくて。

それからもう一つは、国をちょっと忘れましたが、金の採掘に、アマルガムにするというので水銀を使って、アマルガムにしたものを今度、自分の部屋の中のコンロの上で火をつけて飛ばすわけです。水銀蒸気がばんばん出てくる。そういうところで金を取り出す作業をやっているというので、危険だということきちんと知らせて、早くやめさせなければいけない。ありましたね。

ですから、そういう意味では、今、アジアに向かって、あるいは世界に向かって、日本が発信しているわけですから、廃棄物処理のほうでもしっかりやっっていこうということで、一歩前進しているのではないかと思うんですね。

ほかにご意見は……、どうぞ。

K 委員 : 資料4-2なんですけれども、調布と三鷹で出されていますよね。もちろん非常に重要なことだと考えているんですが、同じ悩みを東京都、特に23区はお持ちのはずですよ。共同とか、あるいは提携というようなことはあったほうがいいんじゃないかと思うんですが、いかがお考えでしょうか。

A 委員 : 東京の市長、区長が一緒になって組織している市区長会というがありますが、そこへ上げていくか、あるいは、全国都市清掃会議、略称で「全都清」と我々は呼んでおりますけれども、そちらの中でも同様な要望を、全国の自治体と共同で国のほうへ出しております。

ですから、今回は、一つはアピールするというのが目的でもあるんです

が、調布、三鷹両市で、多摩地区では水銀をはかっているのは私どもだけですので、そういった意味でも、私どもがまずはトップを引いて予防していこうと。これは、全都清でやっている共同してのアピールとは別に、私ども現場として困っている問題ですので、先に出させていただいたというところでございます。

委員長 : 実際に水銀が焼却施設の排ガスにばっと出て、非常に身近な大きな課題ということで、水銀問題については国にしっかりした要望を持っていこうということと考えられたようなので、これは非常にいい動きじゃないかと私は思うんですけれども、そういう意味では、効果を高めるために、もっと広く連絡をとり合っていけばいいんじゃないかということですね。

ここに、販売・製造事業者等による自主回収・処理体制の確立というのは、拡大製造者責任みたいな形で、1本法律を入れて、そうしなければいけませんと言うためには、あなたたちがつくった製品が環境に影響があって、あるいは、我々の健康に大きな影響を与えるわけだから、それをしっかり有害性の観点から、回収する義務がありますよということをデータで示して、事業者にうんと言わせなければいけないので、そういうプロセスを経て法律をつくっていくということ。

小型家電の場合に、ほんとうに生産者責任でやってくれということを根拠づけてきたかという、小型家電はそうはなっていないんですね。あれは資源の保全という観点もあって、やっていますから、特に、自治体が集めるから、集めたものはちゃんとリサイクルしてくれという形の法律になっているんですね。ですから、ある意味で、容器包装リサイクル法は似たような構造になっているわけですね。

ちょっと話が拡散してしまいましたが、一応、要望書を出してもらったということで、報告だということですね。

ほかにご意見がなければ、次の報告事項ですが、この専門委員会の27年度のスケジュールについて、事務局のほうから、資料5で説明をお願いいたします。

事務局 : それでは、資料5をご覧ください。

これが平成27年度の、右側の列が専門委員会のスケジュールでございます。このスケジュールは、基本的には専門委員会を急遽開催するような案件が起こらなければ、年間2回の開催を予定しているところでございます。それは、半年置きに運転状況をこの委員会で確認をしていただくということで、2回を想定しているわけでございます。

ただし、今年度に関しましては、今の委員の皆さんが6月12日で任期満了ということになります。ですので、新たな委員の選出に伴いまして、委嘱式を行わなければいけないということから、6月に1回、委員会を入れてあるということでございます。

ですので、今年度につきましては、定例の委員会は2回を考えておりますが、緊急時に備え、随時委員会を開催できるよう委嘱式等の諸手続きが必要なために6月に1度入れ、計3回を計画しているということでございます。

委員長 : ただいま事務局のほうから説明がありましたが、一応、我々の任期が6月12

日で終わるといことなので、改めて6月には、ある意味で、第1回が委嘱式から始まっていくというご説明でした。何か質問はありますでしょうか。

特にないようですが、現在の委員会のあり方が、6月に新メンバーになるのかもしれないが、委嘱式が終わってどういう構成になるかというのは、今、事務局のほうでご検討中という理解でいいでしょうか。

事務局 : そのとおりでございます。

委員長 : それではそういうことで、6月の第1回目、委嘱をいただいた上で、またここで新しい体制でやるということになるかと思いますが、そういうことになりますと、その先の議論はあまりできないなと思うんですね。

ですから、皆さん、専門委員会は今日で10回目ですが、やってきて非常にご苦労さまでしたと思いますね。我々も、いろいろと事務局が調査してくれたデータとかで勉強もできたし、非常にいい成果が上がってきたのではないかと思いますので、一定の区切りだなと考えます。どうもありがとうございました。

そうしたら、この件についてはそういうことで、6月にまた改めて、次の方々に議論いただくということにしたいと思います。

最後は、次回の日程というのはどういうことになるんですか。

事務局 : 日程につきましては、正副管理者の日程を調整させていただきまして、後日、皆様にご連絡をした中で調整をさせていただいて、6月中には新たな委員のメンバーで委員会を開催したいと考えております。

委員長 : という事務局からの説明がありました。特に質問はありますでしょうか。あるいは、ご意見でも構いませんし、次期もぜひやらせてくれというご希望でも構わないと思いますが。

それでは、特にご意見もないようですので、今日は、特に報告事項だけで終わりましたが、本日の専門委員会を……。

事務局 : すみません、最後に、私の発言で1点、修正をさせていただきます。

先ほど、6万9,900トンほど焼却と報告したんですが、6万9,900トンほどというのは、ごみの搬入量ということで、実際の焼却量は7万1700トンほどでございました。失礼いたしました。

搬入量が6万9,900トンほど、そして、焼却量が7万1,700トンほどということで、修正をお願いいたします。

委員長 : それは、手元にある三調だよりの「ごみ搬入量等」、この量でしょうか。

事務局 : プラス1月、2月、3月があります。

委員長 : 1月から3月の分が入ることですね。わかりました。搬入量と焼却量に関して、発言の訂正が一部ありました。

それでは、本日の専門委員会をこれで閉会したいと思います。どうもありがとうございました。

20時00分 散会